

＜ 具体的相談事例 ＞

【事例1】架空請求（メール）

大手通信事業者の関連会社から「料金が払われていないので電話するように」と書かれたSMSがスマホに届いたので、電話をかけたところ「サイトの登録料が未納になっている。本日中に29万円を支払うように」と言われたが、心当たりがなく怪しいと思ったので電話を切った。 【50歳代、男性】

【事例2】パソコンのウイルス感染警告

パソコンを使用中に突然「貴方のパソコンがウイルスに感染している」との警告が出た。驚いて表示されていた連絡先に電話をすると、片言の日本語を話す女性から「遠隔操作でウイルス駆除するので、コンビニで40,000円の電子マネーを購入するように」と指示された。 【70歳代、女性】

【事例3】宅配業者を装った不審なメール

スマホに「〇〇運輸よりお荷物を発送しましたが、宛先不明です、下記よりご確認ください」と書かれたSMSが届き、URLが記載されているが、不審でありアクセスはしていない。 【50歳代、男性】

【事例4】通信販売（定期購入）

スマホで「お試し1,980円」と表示された美容液の広告を見て注文した。数日後、商品が届き、コンビニで代金を支払ったが、翌月、同じ商品と約5,000円の請求書が届き、定期購入だとわかった。「解約は電話で申し出ること」とあるので何度も電話をするがつかまらない。 【60歳代、女性】

【事例5】通信販売（サブスクリプション^(※)）

パソコンの操作でわからないことがあり、インターネットで解決方法を検索して「500円で解決できる」と表示された質問サイトを見つけクレジットカード決済で利用した。翌月、カードの利用明細を見ると、サイト業者から500円のほかに月会費4,500円が請求されており、一定期間内に解約手をしないと有料会員に移行するシステムであることがわかった。 【60歳代、男性】

(※)サブスクリプションとは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービス（動画・音楽配信、専門家相談、レンタル、外食等）を利用できるサービス。一般的に、一度契約すると、解約しない限り自動的に支払いが継続される。

【事例6】訪問販売（保険金を使った住宅修理の勧誘）

大雪の重みで自宅車庫の屋根が壊れ困っていたところ、突然、修理業者が自宅を訪問し、「損害保険を使って自己負担なく屋根の修理工事ができる。保険金申請の手伝いもする」と勧誘されたが、信用してもよいか。 【70歳代、女性】

【事例7】訪問販売（緊急修理等サービス）

トイレの給水管が水漏れしたため、ネット広告で見つけた業者に電話して来てもらったら、「給水管周囲のタイル部分も直す必要があり、修理代は約50万円になる」と言われ、高いと思ったが、早く直してほしかったので修理を了承した。修理後、すぐに代金を請求され支払ったが、翌日、地元業者に聞くと「タイル部分を直す必要はなく、数万円で水漏れは修理できる」と言われた。 【60歳代、女性】

【事例8】特定継続的役務提供（エステティックサービス）

「痩身ダイエット 無料モニター募集」の広告を見てエステ店に行ったところ、カウンセリングで当該痩身ダイエットは他の施術とセットとなり、有料になることがわかった。どうしようか迷ったが、熱心に勧められたので、3か月コース（約20万円）を契約し、クレジットカードで支払って、施術を1回受けたが、よく考えると高額なので解約したい。 【20歳代、女性】

【事例9】マルチ取引（SNSでの出会いを介した勧誘）

SNSで知り合った女性から、化粧品セットのネットワークビジネスに誘われた。契約金額が高額だったので「お金がなくて支払えない」と契約を断ると、担当者から「消費者金融で借りればよい」と言われ、よくわからないまま消費者金融のATMに連れていかれ、生活費の名目で50万円を借入れて契約した。しかし、よく考えると返済が大変だし、解約したい。 【20歳代、男性】

【事例10】オンラインゲーム

中学生の息子がタブレット端末を利用してオンラインゲームで高額課金をして、妻のクレジットカードで決済していたことがわかった。高額なため支払いが難しい。【男子中学生 ※相談者：50歳代、父親】